

「税務申請書顧問 EX」(Ver.17.0)

平成 25 年度 改正対応版のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。
 標記の件につきましてご案内申し上げます。
 保守契約にご加入されているお客様には、法改正・機能アップに伴うバージョンアップ版を無償でご提供します。
 まだ保守契約にご加入でないお客様は、この機会にお申込をご検討ください。
 よろしくご査収のほどお願いいたします。
 なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。
 あらかじめご了承ください。
 平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

プログラム提供開始日(予定)

ダウンロード公開日(※) : 2013年12月 4日(水)
 CD-ROM発送開始日 : 2013年12月10日(火)

バージョンアップ対象

Ver15.0/Ver.16.0

※ダウンロード提供を設定されている保守契約ユーザー様は「マイページ」よりダウンロードいただけます。

改正内容

システムの変更点

●様式が変更になる帳票は次の3票です。

様式は、平成25年10月1日時点の国税庁及び東京都主税局の公開様式を基準としています。

帳 票 名																	
平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書 ・租税特別措置法(第 68 条 85 の 4 第 1 項) → (第 68 条 85 第 1 項) に変更																	
所得税の予定納税額の減額申請書 ・タイトル「平成 年分平成 年分所得税の予定納税額の 7 月(11 月)減額申請書」が、「平成 年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の 7 月(11 月)減額申請書」に変更になります。 ・「所得税」の文言に「及び復興特別所得税」を追加します。 ・現在の(34)~(40)の項目が右のように変更になります。																	
	<table border="1"> <tr> <td>差引所得税額(②③-②①-②②-②④-②⑤) (赤字のときは0と書いてください。)</td> <td>③④</td> </tr> <tr> <td>災害減免額、所得税に係る外国税額控除額</td> <td>③⑤</td> </tr> <tr> <td>所得税に係る源泉徴収税額 (源泉徴収税額 × 100 / 102.1)</td> <td>③⑥</td> </tr> <tr> <td>再差引所得税額(③④-③⑤-③⑥) (赤字のときは0と書いてください。)</td> <td>③⑦</td> </tr> <tr> <td>③⑦ × 2.1 %</td> <td>③⑧</td> </tr> <tr> <td>申告納税見積額(③⑦+③⑧) (15万円未満のときは0と書いてください。)</td> <td>③⑨</td> </tr> <tr> <td>予 定 第 1 期 分</td> <td>④⑩</td> </tr> <tr> <td>納 税 額 第 2 期 分</td> <td>④⑪</td> </tr> </table>	差引所得税額(②③-②①-②②-②④-②⑤) (赤字のときは0と書いてください。)	③④	災害減免額、所得税に係る外国税額控除額	③⑤	所得税に係る源泉徴収税額 (源泉徴収税額 × 100 / 102.1)	③⑥	再差引所得税額(③④-③⑤-③⑥) (赤字のときは0と書いてください。)	③⑦	③⑦ × 2.1 %	③⑧	申告納税見積額(③⑦+③⑧) (15万円未満のときは0と書いてください。)	③⑨	予 定 第 1 期 分	④⑩	納 税 額 第 2 期 分	④⑪
差引所得税額(②③-②①-②②-②④-②⑤) (赤字のときは0と書いてください。)	③④																
災害減免額、所得税に係る外国税額控除額	③⑤																
所得税に係る源泉徴収税額 (源泉徴収税額 × 100 / 102.1)	③⑥																
再差引所得税額(③④-③⑤-③⑥) (赤字のときは0と書いてください。)	③⑦																
③⑦ × 2.1 %	③⑧																
申告納税見積額(③⑦+③⑧) (15万円未満のときは0と書いてください。)	③⑨																
予 定 第 1 期 分	④⑩																
納 税 額 第 2 期 分	④⑪																
個人事業の開業・廃業等届出書 ・氏名欄に「男・女」欄を追加します。 ・中段の「個人事業の開業・廃業等」を「個人事業の開業・廃業等」に修正しました。																	

●Windows 8.1 使用時の注意点 . . . デスクトップ上のアイコンを右クリックしてプロパティの画面を開き、互換性の設定の「高 DPI 設定では画面のスケールを無効にする」を有効にしてから、起動してください。

税務申請書顧問 EX Ver.15/Ver.16 からバージョンアップする場合は、Ver.15/Ver.16 をアンインストールしてから Ver.17 をセットアップしてください。バージョンアップ後、税務申請書顧問 EX Ver.15/Ver.16 で使用していたデータは、新プログラムでそのままご使用いただけます。(データ変換されます)